

平成20年3月10日国土交通省告示第283号(1)

昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準及び検査結果表を定める件

平成20年3月10日 国土交通省告示第283号
 改正 平成20年3月31日 国土交通省告示第415号
 改正 平成21年9月28日 国土交通省告示第1024号
 改正 平成24年12月12日 国土交通省告示第1449号
 改正 平成27年1月29日 国土交通省告示第187号
 改正 平成27年12月28日 国土交通省告示第1274号
 改正 平成28年4月25日 国土交通省告示第708号

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第6条第2項及び第3項、第6条の2第1項、第6条の2の2第2項及び第3項並びに第6条の2の2第3項に規定する観光用エレベーター等(以下単に「昇降機」という。)について建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する検査(以下「定期検査」という。)及び法第12条第4項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する点検(以下「定期点検」という。)の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第1 定期検査等は、施行規則第6条第2項、第6条の2第1項、第6条の2の2第2項及び第6条の2の3第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から第六までの(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項(ただし、法第12条第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)について、同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとし、併せて、前回の定期検査等以降に不具合が生じている場合にあっては、当該不具合に係る同表(イ)欄に掲げる項目に応じ、不具合の改善の状況等について、適切な方法により実施し、改善措置が講じられていないかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 かがを主索又は鎖で吊るエレベーター(次号から第四号までに掲げるものを除く。) 別表第一
- 二 油圧エレベーター(次号及び第四号に掲げるものを除く。) 別表第二
- 三 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かがの定格速度が15メートル以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものであって、昇降行程が4メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 別表第三
- 四 階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が9メートル以下のもの 別表第四
- 五 エスカレーター 別表第五
- 六 小荷物専用昇降機 別表第六

2 前項の規定にかかわらず、法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法を用いた昇降機に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第10条の5の21第1項第3号に規定する図書若しくは同条第3項に規定する評価書又は施行規則第10条の5の23第1項第3号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第2 昇降機の検査結果表は、施行規則第6条第3項及び第6条の2の2第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第1第1項第一号に規定する昇降機 別記第一号
- 二 第1第1項第二号に規定する昇降機 別記第二号
- 三 第1第1項第三号に規定する昇降機 別記第三号
- 四 第1第1項第四号に規定する昇降機 別記第四号
- 五 第1第1項第五号に規定する昇降機 別記第五号
- 六 第1第1項第六号に規定する昇降機 別記第六号

附 則(平成20年3月10日 国土交通省告示第283号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 国土交通省告示第415号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月28日 国土交通省告示第1024号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年9月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定にかかわらず、法第12条第3項に基づく検査及び報告並びに同条第4項に基づく点検については、平成22年3月27日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則(平成27年1月29日 国土交通省告示第187号)

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

別表第一

	(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
一 機械室 (機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)	(一) 機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の9第四号の規定に適合しないこと又は解錠若しくは施錠ができないこと。
		手すりの位置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと又は取付けが確実でないこと。
		機械室への通路の状況	機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障害物がある箇所を目視により確認し又は測定する。	通行経路の寸法が高さ1.8メートル未満又は幅0.7メートル未満であること。
		階段の状況	最も大きいけあげ及び最も小さい踏面を測定する。	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと。
	(二) 機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	定期検査又は定期点検に支障が生じていること。
	壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視により確認する。	漏水が機器に達していること又は窓が破損していること。	

		機械室の床及び機器の汚損の状況	目視により確認する。	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。	
		照明装置の状況	照明の点灯の状況を確認する。	照明装置が正常に作動しないこと。	
		開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつては、その設定を確認する。	令第129条の9第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。	
(三)	機械室の床の貫通部	貫通部の状況	機械室又はかご上において目視により確認する。	主索、調速機ロープ等が機械室の床の貫通部分と接触していること。	
(四)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電電池回路等の設置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1413号(以下「特殊告示」という。)第一第一号口又は第三号トの規定に適合しないこと。	
		制動装置等の開放の状況	制動装置等の作動の状況を確認する。	制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと。	
(五)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	
(六)		接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	
			電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認する。	イ 著しい摩耗があること。 ロ 変形があること。
(七)		ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
(八)	絶縁	電動発電機、電動機、制御器等の回路の絶縁の状況(一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60ボルト又は交流25ボルト以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300ボルトを超えるものにあつては0.4メガオーム、150ボルトを超え300ボルト以下のものにあつては0.2メガオーム、150ボルト以下のものにあつては0.1メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。	
(九)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
(十)	階床選択機	表示灯の点灯の状況	目視により確認する。	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと。	
		呼びの応答の状況	昇降機を運転し、呼びの応答を確認する。	呼びの応答がないこと又は呼びを保持若しくは消去しないこと。	
(十一)	巻上機	減速歯車	潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
			歯の状況(ウォーム・ホイール式のものに限る。)	異常音及び異常な振動がないか確認し、異常音又は異常な振動が認められる場合にあつては、歯の段差及び欠損について目視により確認し又は測定する。	イ 歯厚が設置時の8分の7未満であること又は運行に支障が生ずるおそれがある歯の欠損があること。 ロ 異常音又は異常な振動があること。
(十二)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況(巻胴式のものを除く。)	溝の摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間を測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	溝と主索のすき間が十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること又は溝を除く溝で主索が底当たりしていること。	
			回転の状況	振動を触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音又は異常な振動があること。
			欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
(十三)	軸受	発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
(十四)	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれがある油の付着があること。	
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること。	
		制動力の状況	かごの無積載上昇時(巻胴式にあつてはかごの無積載下降時)のブレーキの制動を確認する。	ブレーキが作動しないこと又はかごが停止しないこと。	

		保持力の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認する。 ロ ブレーキをかけた状態において、モーターにトルクをかけ確認する。 ハ かごに荷重を加え、かごの位置を確認する。	平成12年建設省告示第1429号(以下「制御器告示」という。)第一第一号の規定に適合しないこと。	
		パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。	イ 運行に支障が生じている又は次回の定期検査時若しくは定期点検時までパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。 ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの1.2倍(電気制動式のものにあつては、1.1倍)以下であつて、重点的な点検が必要な状態にあること。	
		パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。	
		ブレーキ制動時のブランジャーの状況	かごを保持している状態において目視又は触診により確認する。	ブランジャーが他の機器等と干渉していること又はブランジャーの余裕ストロークがないこと。	
		ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。	
		構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。	
		摩耗粉の状況(電気制動式のものに限る。)	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視により確認する。	パッドの摩耗粉があること。	
		作動時の状況(電気制動式のものに限る。)	ブレーキ制動時の状態を目視及び聴診により確認する。	電気制動により停止速度に達する前にパッドとドラムがしゅう動していること。	
(十五)	そらせ車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。	
		取付けの状況	テストハンマーによる打検又は緩み確認マークの位置等の点検(以下「テストハンマーによる打検等」という。)により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
(十六)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
		整流子の状況	無負荷運転し、目視により火花を確認する。	著しい火花があること。	
		ブラシの摩耗の状況	目視により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から5ミリメートル以内であること。	
(十七)	電動発電機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
		整流子の状況	無負荷運転し、目視により火花を確認する。	著しい火花があること。	
		ブラシの摩耗の状況	目視により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から5ミリメートル以内であること。	
(十八)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと。	
		ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	
(十九)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計又は電子式速度表示装置(以下単に「瞬間式回転速度計」という。)により測定する。	定格速度の125パーセントを超えていること。	
二 共通	(一)	かご側調速機	滑車の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			支点部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。

				<p>口 給油が不十分であること。</p> <p>過速スイッチの作動の状況 作動の状況を確認する。</p> <p>過速スイッチの作動速度の状況 瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。</p> <p>キャッチの作動速度の状況 瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。</p> <p>キャッチと過速スイッチとの整合性の状況 目視により作動の順位を確認する。</p> <p>キャッチの作動の状況 作動の状況を確認する。</p>	<p>過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。</p> <p>平成12年建設省告示第1423号(以下「制動装置告示」という。)第二二号の規定に適合しないこと。</p> <p>制動装置告示第二四号の規定に適合しないこと。</p> <p>キャッチの作動速度が過速スイッチの作動速度を下回ること。</p> <p>キャッチが作動しないこと又は调速機用ロープが滑ること。</p>
(二)	釣合おもり側调速機	<p>滑車の状況 目視により確認する。</p> <p>取付けの状況 目視及び触診により確認する。</p> <p>支点部の状況 目視及び触診により確認する。</p> <p>かご側调速機との整合性の状況 瞬間式回転速度計により釣合おもり側のキャッチの作動速度を測定し、かご側のキャッチの作動速度と比較する。</p> <p>キャッチの作動の状況 作動の状況を確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p> <p>目視及び触診により確認する。</p> <p>目視及び触診により確認する。</p> <p>瞬間式回転速度計により釣合おもり側のキャッチの作動速度を測定し、かご側のキャッチの作動速度と比較する。</p> <p>作動の状況を確認する。</p>	<p>欠損又はき裂があること。</p> <p>取付けが堅固でないこと。</p> <p>イ 可動部の動きが円滑でないこと。</p> <p>口 給油が不十分であること。</p> <p>釣合おもり側のキャッチの作動速度がかご側のキャッチの作動速度以下であること又は釣合おもり側のキャッチの作動速度がかご側のキャッチの作動速度の1.1倍を超えていること。</p> <p>キャッチが作動しないこと又は调速機用ロープが滑ること。</p>	
(三)	主索又は鎖	<p>主索の径の状況 乗降する頻度の最も高い階(以下「基準階」という。)から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。</p> <p>主索の素線切れの状況 基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視により確認する。</p>	<p>乗降する頻度の最も高い階(以下「基準階」という。)から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。</p> <p>基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視により確認する。</p>	<p>イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90パーセント未満であること。</p> <p>口 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92パーセント未満であること。</p> <p>イ 次に掲げる基準(以下「素線切れ要正判定基準」という。)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては24本、8より鋼索にあつては32本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが4本を超えていること。</p> <p>(2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては12本、8より鋼索にあつては16本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが9本を超えていること。</p> <p>(3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70パーセント以下である場合は、1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。</p> <p>(4) 谷部で素線切れが生じていること。</p> <p>ロ 次に掲げる基準(以下「素線切れ要重点点検判定基準」という。)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては18本、8より鋼索にあつては24本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが3本を超えていること。</p> <p>(2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては9本、8より鋼索にあつては12本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが7本を超えていること。</p> <p>(3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70パーセント以下であること。</p>	

		主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 次に掲げる基準(以下「錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。)のいずれかに該当すること。 (1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。 (2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。 (3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が鋼車にかからない部分の直径と比較して94パーセント未満であること。 (4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の一構成より一ピッチ内の素線切れが2本を越えていること。 ロ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること。(以下「錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準」という。)
		主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
		鎖の給油及び外観の状況	全長を目視により確認する。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。 ロ 給油が不十分であること。
		鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5パーセント以上であること。
(四)	主索又は鎖の張り	張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又は鎖の端末部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ かご上において主索又は鎖を揺らし、その振幅を確認する。 ハ かご上において触診により主索又は鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
(五)	主索又は鎖及び调速機ロープの取付部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
		主索又は鎖及び调速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。
(六)	主索又は鎖の緩み検出装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
(七)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
		作動の位置	作動したときのかごと緩衝器等とのすき間及びロープの巻き溝の状況を確認する。	かごと緩衝器等に接する前に作動しないこと又はロープの巻き溝がなくなる前に作動しないこと。
(八)	はかり装置(乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであって、特殊告示第一第六号に掲げるもの(籠の床面積が1.1平方メートル以下のものに限る。以下同じ。)以外のものに限る。)	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況	検出装置を作動させ確認する。	令第129条の10第3項第四号イの規定に適合しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(九)	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと。
(十)	地震時等管制運転装置(特殊告示第一第四号に掲げるエレベーターを除く。)	加速度を検知する部分の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	平成20年国土交通省告示第1536号第二第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	平成20年国土交通省告示第1536号第二第三号(かごの定格速度が240メートル以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、特殊告示第一第五号)の規定に適合しないこと。

		予備電源の作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実にないこと。
(十一)	降下防止装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号の規定に適合しないこと又は機械的にかごの降下を停止することができないこと。
(十二)	換気設備等(機械室を有しないエレベーターに限る。)	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつてはその設定を確認する。	特殊告示第一第三号二の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
(十三)	制御盤扉(かご及び釣合おもりと干渉しないものを除く。)	設置又は開放スイッチの作動の状況	開放スイッチがあるものにあつてはその作動の状況を確認し、開放スイッチがないものにあつてはねじ等により固定されている等容易に制御盤扉が開かない措置が講じられているかを確認する。	開放スイッチがあるものにあつては制御盤扉を引き出したときに開放スイッチが作動しないこと、開放スイッチがないものにあつては容易に制御盤扉が開く又は開くおそれがあること。
三 かご室	(一) かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと。
(二)	かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況(特殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。)	目視により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1455号第二第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
		ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあつては無負荷時において敷居溝とドアシューのかかりが6ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
		戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと。
		戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
		戸の反転作動の状況(動力により自閉するものに限る。)	目視及び触診により確認する。	反転作動をしないこと。
		連結ロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。
(三)	かごの戸のスイッチ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		スイッチの作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視により確認し又は測定する。	制御器告示第一第二号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は作動の位置が両引き戸若しくは上下戸にあつては75ミリメートル、片引き戸、上げ戸若しくは下げ戸にあつては50ミリメートルを超えていること。
(四)	床合わせ補正装置及び着床装置	床合わせ補正装置の状況	着床面からかごをおおむね50ミリメートルの位置及び75ミリメートルを超え200ミリメートルの間に移動させ、戸を開いた状態で運転し、作動の状況を確認する。	制御器告示第一第一号の規定に適合しないこと。
		着床装置の状況	作動の状況を確認する。	乗り場の床を基準として着床位置が上下75ミリメートルを超えること。
(五)	車止め、光電装置等(自動車運搬用エレベーターに限る。)	光電装置の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第七号ハの規定に適合しないこと。
		車止めの設置の状況	目視及び触診により確認する。	イ 車止めがない又はその機能が確実にないこと。 ロ 車止めが変形又は摩損していること。
(六)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないものにあつては、特殊告示第一第七号イの規定に適合しないこと。	
		操作箱の施錠の状況	触診により確認する。	施錠できないこと。	
		表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。	
		破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。	
(七)	操縦機	操作後の自動復帰の状況	作動の状況を確認する。	イ 制動装置告示第二第一号の規定に適合しないこと。 ロ 動きが円滑でないこと。	
		作動の状況	作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。	
(八)	外部への連絡装置(令第129条の11の規定の適用のあるエレベーターを除く。)	設置及び作動の状況	通電時及び電源遮断時において外部との連絡ができるか確認する。	イ 令第129条の10第3項第三号の規定に適合しないこと又は連絡装置が作動しない若しくは容易に操作できないこと。 ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。	
(九)	かご内の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第一第四号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。	
(十)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。	
(十一)	かごの照明装置	設置、作動及び照度の状況	目視により確認し又は照度計により測定する。	平成20年国土交通省告示第1455号第一第八号の規定に適合しないこと。	
(十二)	停電灯装置(乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。)	設置、作動及び照度の状況	設置の状況を目視により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね1分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	令第129条の10第3項第四号の規定に適合しないこと又は操作注意銘板が容易に認識できないこと。	
(十三)	かごの床先(令第129条の11の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第一第七号に掲げるものを除く。)	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	令第129条の7第四号の規定に適合しないこと。	
		フェニッシュプレートの取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
四	かご上	(一) かご上の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第一第四号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
		(二) 頂部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第一の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		(三) 上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第二第五号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあつては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあつては昇降機が上昇運転できること。
			ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかご又は釣合おもりと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合にあっては釣合おもりが緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあってはストロークの2分の1を超えるまでに、巻胴式の場合にあってはかごが上部緩衝器又は上部緩衝材に接するまでに作動しないこと。
			リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置がドアゾーン内であることを確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		(四) 上部緩衝器又は上部緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第一の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		(五) 頂部綱車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。

		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(六)	調速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90パーセント未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92パーセント未満であること。
		素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
		損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
(七)	かごの非常救出口(特殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。)	構造及び設置の状況	ふたの構造及びスイッチの作動の状況を確認する。	令第129条の6第一号又は第四号(かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあっては、特殊告示第一第一号)の規定に適合しないこと。
(八)	かごのガイドシュー及びガイドローラーその他これに類するもの(以下「ガイドシュー等」という。)	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
(九)	かご ^つ り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(十)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(十一)	施錠装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		ロック機構の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の7第三号の規定に適合しないこと。
		スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の8第2項の規定に適合しないこと。
		スイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	昇降機の検査標準(JIS A4302)における乗り場の戸のロック及びスイッチに係る規定に適合しないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	イ 著しい損傷又は腐食があること。 ロ ロック機構に変形があること。
(十二)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
(十三)	乗り場の戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	目視により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1454号第七号又は第八号の規定に適合しないこと。
		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。

		ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあっては敷居溝とドアシューのかかりが6ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
		戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
		戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
		戸の自閉の状況	目視及び触診により確認する。	ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと。
		連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。
(十四)	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
		ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
		突出物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
(十五)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視により確認する。	損傷があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
(十六)	釣合おもりの各部	枠の状況	目視及び触診により確認する。	枠の組立てが堅固でないこと又は変形があること。
		ガイドシュー等の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		ガイドシュー等の摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
		釣合おもり片の脱落防止措置の状況	目視及び触診により確認する。	釣合おもり片の脱落防止措置が確実でないこと。
(十七)	釣合おもり非常止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放してもかごが動かないことを確認する。 ロ 非常止め作動時に綱車が空転することを確認し又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認する。 ハ 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認する。 ニ スラック式のものにあっては、主索を緩めた後に釣合おもりが動かず、主索が緩んだままであることを確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
		作動時及び復帰時の構成機器の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
		(十八)	釣合おもりの吊り車	外観の状況
取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。			ナットに緩みがあること。
音の状況	聴診により確認する。			異常音があること。
(十九)	かごの戸の開閉機構	開閉の状況	目視及び聴診により確認する。	戸の開閉時の異常音又は異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。
		摩耗の状況	目視により確認する。	開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。
		構成部材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		停電時等の手動開放の状況	かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動によりかごの戸が開くことを確認する。	停電時等にかごの戸が手動により開放できないこと。
(二十)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。

五 乗り場	(一) 押しボタン等及び表示器	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。	
		表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。	
		破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。	
	(二) 非常解錠装置	設置及び作動の状況	最上階及び最下階にあつては専用の鍵により乗り場から解錠でき、途中階にあつてはかご上から装置を操作し、解錠できることを確認する。	イ 平成20年国土交通省告示第1447号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。	
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
	(三) 乗り場の戸の遮煙構造	気密材の状況	目視により確認する。	劣化、破損等があること。	
		気密材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。	
		停電時の戸閉機能の状況	戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。	
		火災時の戸閉機能の状況	制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。	
		戸閉時間の状況(戸の面積が3平方メートル以内のものに限る。)	戸の閉鎖時間を確認する。	昭和48年建設省告示第2563号第一第一号イの規定に適合しないこと。	
	(四) 昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	構造及び設置の状況	目視により確認する。	特殊告示第一第二号の規定に適合しないこと。	
	(五) 制御盤扉(三方枠の一部に収納されたものに限る。)	構造及び設置の状況	目視及び触診により確認する。	制御盤扉がないこと、破損していること又は施錠若しくは解錠ができないこと。	
	六 ビット	(一) 保守用停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号の規定に適合しないこと、作動時にかごが動く又は自己保持しないこと。
			設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が下降運転できること。
(二) 底部安全距離確保スイッチ		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第二第五号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあつては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあつては昇降機が下降運転できること。
			ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかごと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合及び巻胴式の場合にあつては、かごと緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあつては、ストロークの2分の1を超えるまでに作動しないこと。
			リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
(三) 取付けの状況		目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		
		(四) 緩衝器又は緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第二第六号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			作動の状況(油入式のものに限る。)	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する。	90秒以内に復帰しないこと。
油量の状況(油入式のものに限る。)			目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ 油量が適量でないこと。 ロ ドレン部から油漏れがあること。	
(五) 張り車		張り車の作動の状況	目視及び聴診により確認する。	かごの走行中の異常音、異常な振動等があり運行に支障が生じていること。	
		張り車の取付け及びビット床等とのすき間の状況	目視及び触診により確認する。	張り車の取付けが確実でないこと又はビット床若しくはビット機器に干渉していること。	
		タイダウンスイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。	
	タイダウンの取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		

(六)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
		冠水の状況	目視により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
		ピット内機器の状況	目視及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(七)	かご非常止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 釣合おもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放してもかごが動かないことを確認する。 ロ 非常止め作動時に綱車が空転することを確認し又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認する。 ハ 非常止め作動時に釣合おもりを持ち上げ、主索又は鎖が緩んだことを確認する。 ニ スラック式のものにあつては、主索又は鎖を緩めた後にかごが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
		非常止め作動時のかごの水平度	かごの床若しくはかごの枠を目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が30分の一を超えていること。
		作動時及び復帰時の構成機器の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
		非常止めロープの状況	目視により確認する。	巻き取り、ロープ抜け出し、形崩れ、より戻り、錆等があり非常止め装置の作動に支障が生じていること。
(八)	かご下綱車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(九)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部	摩耗の状況	目視により確認する。	著しい摩耗、変形、伸び又は錆があること。
		釣合ロープの張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 釣合ロープを揺らし、その振幅を確認する。 ロ 触診により釣合ロープの張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
		釣合鎖とピット床のすき間の状況	目視により確認する。	釣合鎖がピット床に接触していること。
		かご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあつてはナット間に緩みがあり、割ピンにあつてはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあつては取付けが確実でないこと。
		釣合ロープ又は釣合鎖の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。
(十)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	すき間を測定する。	イ 最小値が昇降機の検査標準(JIS A4302)における「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていないこと又は最大値が当該検査標準における「定格速度と頂部すき間」の頂部すき間の規定値を確保できないこと。 ロ 次回の定期検査時又は定期点検時までにはイの基準に該当するおそれがあること。
(十一)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがある又は損傷があること。

		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	
		移動ケーブルとピット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させ、移動ケーブルとピット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとピット床面までの距離を確認する。	移動ケーブルがピット床と接触していること又はかごの停止位置と最下階床面までの距離の2分の1より移動ケーブルとピット床面までの距離が長くないこと。	
(十二)	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	
		ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。	
		突出物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。	
(十三)	駆動装置の主索保護カバー（機械室を有しないエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
(十四)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
七 非常用エレベーター	(一)	かご呼び戻し装置	作動の状況	乗り場及び中央管理室のかご呼び戻し装置を操作し、かご及び乗り場の呼びが取り消され、かご内に設けられた非常停止スイッチの機能が停止することを確認する。	令第129条の13の3第7項の規定に適合しないこと。
		取付け及び操作の状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。	
	(二)	一次消防運転	作動の状況	作動の状況を確認する。	一次消防運転をしないこと又は乗り場の呼びに応答すること。
			取付け及び操作の状況	目視及び触診により確認する。	スイッチの取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。
			最下階床面以下のスイッチの切り離し又は防滴処理の状況	スイッチ等に防滴処理がされていない場合は一次消防運転モード時の信号入力が制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理がされている場合はその外観を目視により確認する。	信号が入力されても作動しないこと。ただし、防滴処理がされている場合は、防滴処理が適切に施されていないこと。
	(三)	二次消防運転	作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の13の3第9項の規定に適合しないこと、通常時の戸閉時間と同程度の間ブザーが鳴動しないこと、通常時の戸閉時間内で起動すること又はかごの戸若しくは乗り場の戸を開いた状態で運転をしないこと。
			取付け及び操作の状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。
			最下階床面以下のスイッチの切り離し又は防滴処理の状況	スイッチ等に防滴処理がされていない場合は二次消防運転モード時の信号入力が制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理がされている場合はその外観を目視により確認する。	信号が入力されても作動しないこと。ただし、防滴処理がされている場合は、防滴処理が適切に施されていないこと。
			速度の状況	瞬間式回転速度計により測定する。	令第129条の13の3第11項の規定に適合しないこと。
	(四)	予備電源切替回路	作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
	(五)	その他	中央管理室とかごの連絡装置の設置及び作動の状況	通話状態が良好か確認する。	令第129条の13の3第8項の規定に適合しないこと又は通話が確実でないこと。
			かご及び昇降路の可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の13の3第4項の規定に適合しないこと、特殊告示第一第三号の規定に適合しないこと又は平成12年建設省告示第1428号第一若しくは第二の規定に適合しないこと。
			ピット内の水に浮く物の状況	目視により確認する。	ピット内の水に浮く物があること。
			防滴処理の状況	目視により確認する。	機器の防滴処理が適切に施されていないこと。